



兵庫県高等学校教職員組合調査部  
 TEL : 078-341-6745  
 FAX : 078-351-3185  
 URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>  
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

# 退職金大幅削減 非常勤！県教委の対応 これ以上学校を混乱させるな！

## — 県教委は高教組の提案を真摯に検討せよ —

県教委は、1月24日、県立学校長宛に「退職手当条例の改正に伴う早期退職への対応について」と題した通知を出しました。今年定年を迎える教職員が2月末までに退職した場合、(本人を)3月は常勤・非常勤を問わず臨時的任用を行わない・ボランティアで3月1日以降勤務することを例外的に認める 等を原則とする、という内容です。悪質な制度改悪を行った上、教職員の要求に全く耳を貸さない方針では、職場はますます混乱するばかりです。

### 通知は「原則」

通知は、「2月末退職する者については、原則として下記のとおり取り扱うこととします」として、5項目をあげています。

### 2月末退職者は、3月臨時任用しない

高教組は、退職手当の大幅削減にさらされ、やむにやまれず2月末に退職しても、続けて臨時任用することで、教職員の希望が実現できると、提案してきました。しかし、通知は、2月末退職者を3月に「常勤非常勤を問わず臨時的任用は行わない」としています。その理由を県教委は「(退職後臨時で任用されると)外部から見ると同じであり、それではなぜ辞めるのかと言われる。そうなると、その人自身が心外な見方をされる」ことを懸念しての措置だと説明しています。

定年退職間際に突然、定年後の生活設計を狂わせるような退職手当大幅削減の条例を作った

のは県教委の責任です。3月末まで在職した場合、たくさん働くほど賃金が減ることになり、それも莫大な金額です。この制度は、働く人の誇りを踏みにじり、退職後の生活設計を大きく狂わせるもので、2月末で退職する決断をしても、それは当然です。しかし、その決断をしても、3月に勤務できなくなることに対して大変悩まれている方がいます。そのため、高教組は冒頭の提案をしてきましたが、県教委はこの提案に背を向けています。「お金をとるか、子どもをとるか」のような下劣な踏み絵を踏ませる仕打ちをしむけ、教職員の誇りを汚すやり方は、断じて認めるわけにはいきません。

### 本定欠員だから補充が必要

一方通知は、2月末退職の後は「本定欠員となるため、他者を後任として臨時講師に任用することは可能」としています。県教委は、「本定欠員は人を配置しないといけない。(管理職には)

補充の努力はしてもらわないといけない」と説明しています。

県教委は「退職を2月末にするか3月末にするかは本人の判断でありその判断に口を挟まない」としています。にもかかわらず補充する必要があるポストに本人は任用しないというのは、2月末で退職することへの『嫌がらせ』以外のなものでもなく、教育現場で行うべきことではありません。

### 代替職員が見つからないときは教職員課と協議

通知は「1人養護教諭や1人教科の教育職員が早期退職し、代替職員が見つからず、『高校入試』においてどうしても対応が必要な場合は、2月4日までに教職員課に連絡し対応を協議」するとしています。文面では限られた表現ですが、通知文の例に限定せず、「(欠員は)補充をしろと言っている」「(この例にかかわらず)随時相談には応じている」と県教委は明記しています。

現段階で、2月末退職の欠員はそのままでいく、と言う校長があると報告を受けていますが、その校長はとんでもない誤った学校運営をしようとしていることになります。

また、県教委は「(本人の決断により教職員が2月末退職した後のことについては)県教委が責を負う」と明記しました。これまで、退職される方に対し管理職が許し難い暴言を投げつけた例が報告されています。今後そのようなことを絶対に許してはなりません。

### 3月はボランティアで作業

通知は、2月末退職者が「ボランティアで3月1日以降の継続勤務を申し出た場合、引継ぎ・残務整理の範囲内で必要最小限に限り、学校で作業することを例外的に認める」とし、「作業内容が学校管理上適切かどうか十分考慮の上、学校長で判断」することとしています。県教委は、2月末退職後3月にボランティアででも来たい

と言う声があったから、と説明しています。しかし、「ボランティアででも仕事をしたい」との教職員の願いを逆手に取り、法的な身分保障のないまま仕事をさせるなど絶対にあってはならないことです。何か問題が生じたとき、本人も校長も責任を取れない重大な事態になりかねません。

### 年度末・年度初めの学校行事での扱いは校長判断

通知は、2月末退職者の「年度末及び年度初めにおける学校諸行事での扱いについても、校長で判断」するようにとしています。校長判断で離任式にも招かない場合があるという意味ですが、なぜこのような脅しを正式な文書にするのでしょうか。その常識を疑わざるを得ません。

### 欠陥制度を作った責任を認識せず

県教委は、2月末で退職するか、3月末で退職するかについて「最終的にご本人に判断していただすこと」と言いながら、「(テレビ報道されているが)3月末まで頑張ると言われている方もいる」「同期にもかかわらず蚊帳の外に置かれている3月生まれの方もあり、(2月末退職)できるからやったらしいという気持ちは分かるが、果たしてそれでいいのか」などと言い、県教委自身が学校現場に混乱と分断を持ち込んだ責任を全く自覚していません。

### このままでは職場は混乱するばかり 高教組の提案を真摯に検討せよ

通知が示す方向では、職場はますます混乱するばかりです。この通知は撤回し、高教組が提案しているように、希望する本人を臨時任用することが最も合理的な問題の解決方法です。実際に、実施を4月1日からにしたり、高教組提案と同じく本人の臨時任用を決めた府県もあるのです。県教委は、教職員と学校のことを考え、もっと冷静に行動すべきです。